

返戻金制度について

採用決定者が就業開始後、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇となった場合、求人者の請求により、紹介手数料の一部を下記各号のとおり返還します。但し、退社等が求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

- (1) 1ヶ月未満：紹介手数料(消費税及び地方消費税を含む)の80%
- (2) 1ヶ月以上3ヶ月未満：紹介手数料(消費税及び地方消費税を含む)の50%
- (3) 3ヶ月以上6ヶ月未満：紹介手数料(消費税及び地方消費税を含む)の10%

以上